

トヨタ自動車田原工場
第2風力発電所

環境影響評価準備書

2026年9月

トヨタ自動車株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000、電子地形図 5 万、電子地形図 20 万及び基盤地図情報を使用及び複製して作成したものである。

目 次

ページ

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1 (1)
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1 (3)
2.1 対象事業の目的	2-1 (3)
2.2 対象事業の内容	2-4 (6)
2.2.1 特定対象事業の名称	2-4 (6)
2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類	2-4 (6)
2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力	2-4 (6)
2.2.4 対象事業実施区域	2-4 (6)
2.2.5 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項	2-10 (12)
2.2.6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項	2-12 (14)
2.2.7 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項	2-29 (31)
2.2.8 当該土石の捨場又は採取場に関する事項	2-32 (34)
2.2.9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項	2-33 (35)
2.2.10 特定対象事業の内容に関する事項であって、 その変更により環境影響が変化することとなるもの	2-41 (43)
2.2.11 特定対象事業に係る内容の具体化の過程における 対象事業実施区域等の設定の経緯及びその内容	2-42 (44)
2.2.12 その他の事項	2-45 (47)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1 (51)
3.1 自然的状況	3-2 (52)
3.1.1 大気環境の状況	3-2 (52)
3.1.2 水環境の状況	3-16 (66)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3-30 (80)
3.1.4 地形及び地質の状況	3-34 (84)
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-39 (89)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-121 (171)
3.1.7 一般環境中の放射線物質の状況	3-129 (179)
3.2 社会的状況	3-131 (181)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-131 (181)
3.2.2 土地利用の状況	3-138 (188)
3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-145 (195)
3.2.4 交通の状況	3-152 (202)

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-160 (210)
3.2.6 下水道の整備状況	3-164 (214)
3.2.7 廃棄物の状況	3-164 (214)
3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-167 (217)
第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果	4-1 (293)
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	4-1 (293)
4.2 調査、予測及び評価の手法	4-6 (298)
4.3 事業実施想定区域の周囲における稼働中及び 計画中の風力発電所との累積的影響について	4-8 (300)
4.3.1 稼働中及び計画中の風力発電所の状況	4-8 (300)
4.3.2 稼働中及び計画中の風力発電所との累積的影響に係る項目の検討	4-10 (302)
4.4 調査、予測及び評価の結果	4-12 (304)
4.4.1 騒音及び超低周波音	4-12 (304)
4.4.2 風車の影	4-23 (315)
4.4.3 動物	4-26 (318)
4.4.4 植物	4-50 (342)
4.4.5 生態系	4-66 (358)
4.4.6 景観	4-71 (363)
4.5 総合評価	4-89 (381)
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	5-1 (383)
5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見	5-1 (383)
5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解	5-5 (387)
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	6-1 (389)
6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	6-1 (389)
6.1.1 方法書の公告及び縦覧等	6-1 (389)
6.1.2 方法書についての意見の概要及び事業者の見解	6-4 (392)
6.2 方法書についての愛知県知事の意見及び事業者の見解	6-45 (433)
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	7-1 (437)

第 8 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	8-1 (441)
8.1 環境影響評価の項目の選定	8-1 (441)
8.1.1 環境影響評価の項目	8-1 (441)
8.1.2 環境影響評価の項目の選定の理由	8-7 (447)
8.2 稼働中及び計画中の風力発電事業との累積的影響について	8-10 (450)
8.2.1 累積的影響の予測対象とした稼働中及び計画中の風力発電事業	8-10 (450)
8.2.2 累積的影響を検討した環境影響項目とその考え方	8-12 (452)
8.3 調査、予測及び評価の手法の選定及び理由	8-14 (454)
8.3.1 専門家等へのヒアリング	8-14 (454)
8.3.2 調査、予測及び評価手法の選定理由	8-17 (457)
第 9 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての 経済産業大臣の助言	9-1 (517)
第 10 章 環境影響評価の結果	10. 1. 1-1 (519)
10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	10. 1. 1-1 (519)
10.1.1 騒音	10. 1. 1-1 (519)
10.1.2 超低周波音(低周波音(周波数 20～200Hz の音波)を含む)	10. 1. 2-1 (619)
10.1.3 振動	10. 1. 3-1 (665)
10.1.4 風車の影	10. 1. 4-1 (679)
10.1.5 動物 ～重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）～	10. 1. 5-1 (693)
10.1.6 植物 ～重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）～	10. 1. 6-1 (1051)
10.1.7 生態系～地域を特徴づける生態系～	10. 1. 7-1 (1085)
10.1.8 景観	10. 1. 8-1 (1183)
10.1.9 人と自然との触れ合いの活動の場	10. 1. 9-1 (1253)
10.1.10 産業廃棄物	10. 1. 10-1 (1265)
10.1.11 残土	10. 1. 11-1 (1269)
10.2 環境の保全のための措置	10. 2-1 (1271)
10.2.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方	10. 2-1 (1271)
10.2.2 環境保全措置の検討の経過及び結果	10. 2-2 (1272)
10.2.3 環境保全措置の検討結果の整理	10. 2-7 (1277)
10.3 事後調査	10. 3-1 (1291)
10.3.1 事後調査	10. 3-1 (1291)
10.4 専門家等への意見聴取の結果	10. 4-1 (1295)
10.5 環境影響の総合的な評価	10. 5-1 (1299)

第 11 章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び

主たる事務所の所在地…………… 11-1 (1317)

第 12 章 その他環境省令で定める事項…………… 12-1 (1319)

12.1 配慮書に対する関係地方公共団体の長及び一般の意見の概要、

並びに事業者の見解…………… 12-1 (1319)

12.1.1 配慮書に対する愛知県知事の意見及び事業者の見解…………… 12-1 (1319)

12.1.2 配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解…………… 12-7 (1325)

12.2 発電設備等の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は

事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る

検討の経緯及びその内容…………… 12-28 (1346)

12.2.1 配慮書段階における事業実施想定区域及び複数案の設定について…………… 12-28 (1346)

12.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における

環境の保全の配慮に係る検討の経緯…………… 12-33 (1351)

資料編

鳥類の高度別・月別確認状況…………… 資料-1

現地調査における昆虫類の確認状況（季節別確認種一覧）…………… 資料-22

現地調査における植物の確認種一覧（季節別確認種一覧）…………… 資料-31

植生調査票…………… 資料-39

群落組成表…………… 資料-62

植生断面模式図…………… 資料-67